

令和6年度北海道・東北ブロック多文化共生地域会議

公立日本語学校を核とした 多文化共生のまちづくり

令和6年7月16日

宮城県 経済商工観光部 国際政策課

総括課長補佐 日野 貴広

- 1 在留外国人の状況
- 2 宮城県の多文化共生のあゆみ
- 3 第4期宮城県多文化共生社会推進計画
- 4 公立日本語学校の開設について

国籍や民族など の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め
合い、対等な関係を築 こうとしながら、地域社会の構成員とし
て共に生きていくこと（総務省）

- 今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すもの
- 計画に基づき多文化共生社会施策を総合的かつ計画的に実施する

1 在留外国人の状況

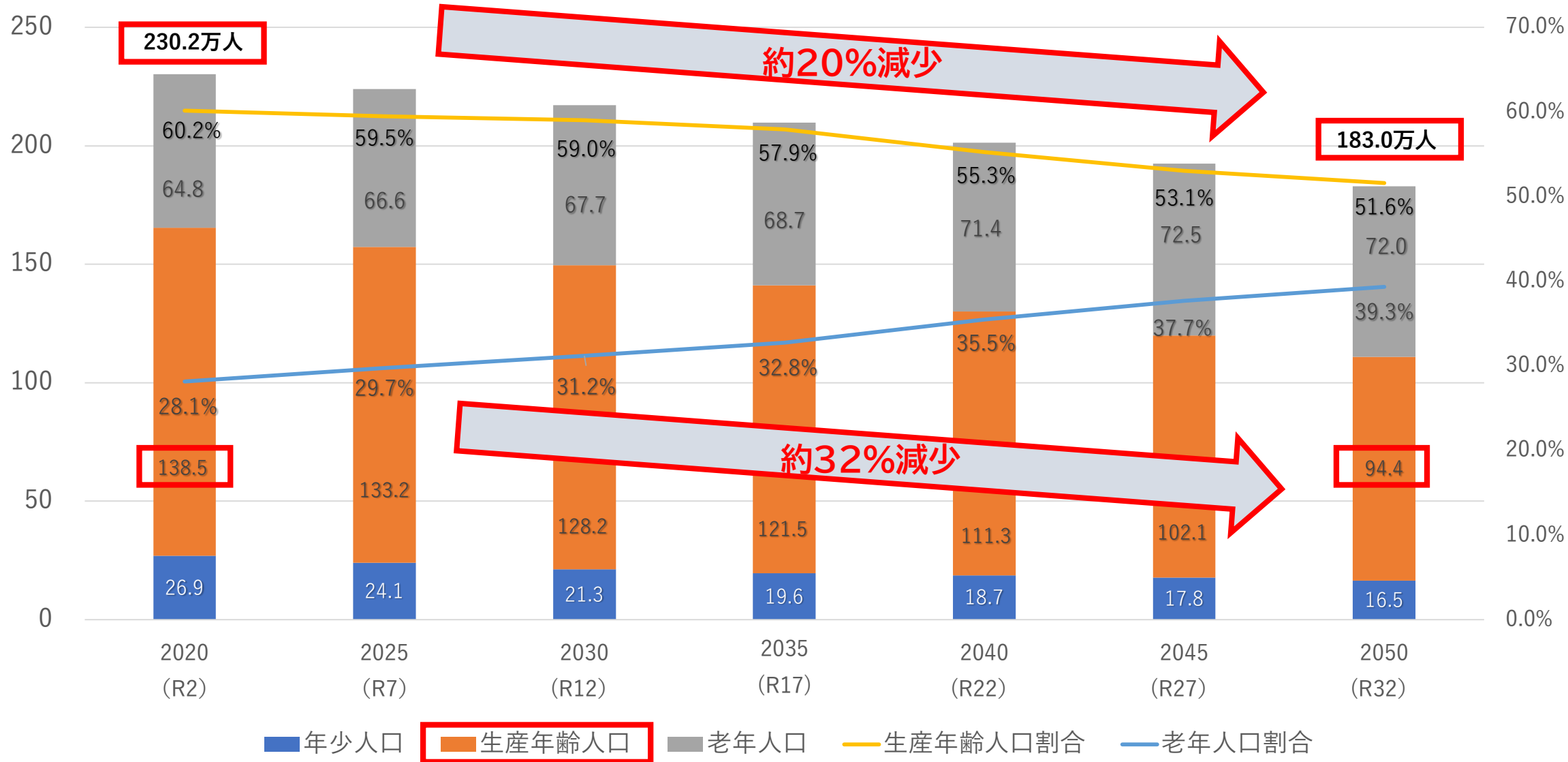
2 宮城県の多文化共生のあゆみ

3 第4期宮城県多文化共生社会推進計画

4 公立日本語学校の開設について

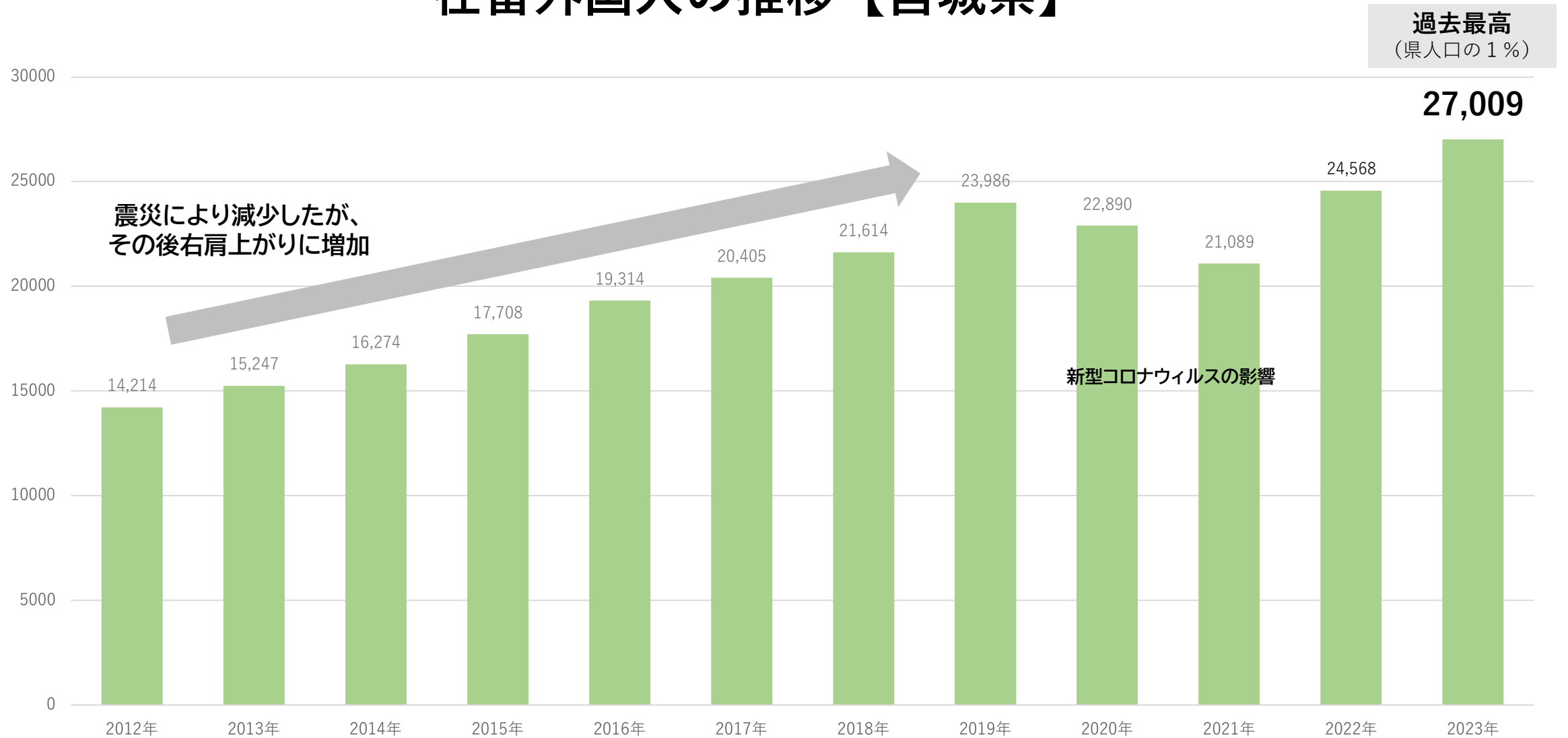
宮城県の人口の現状と将来

【単位:万人】

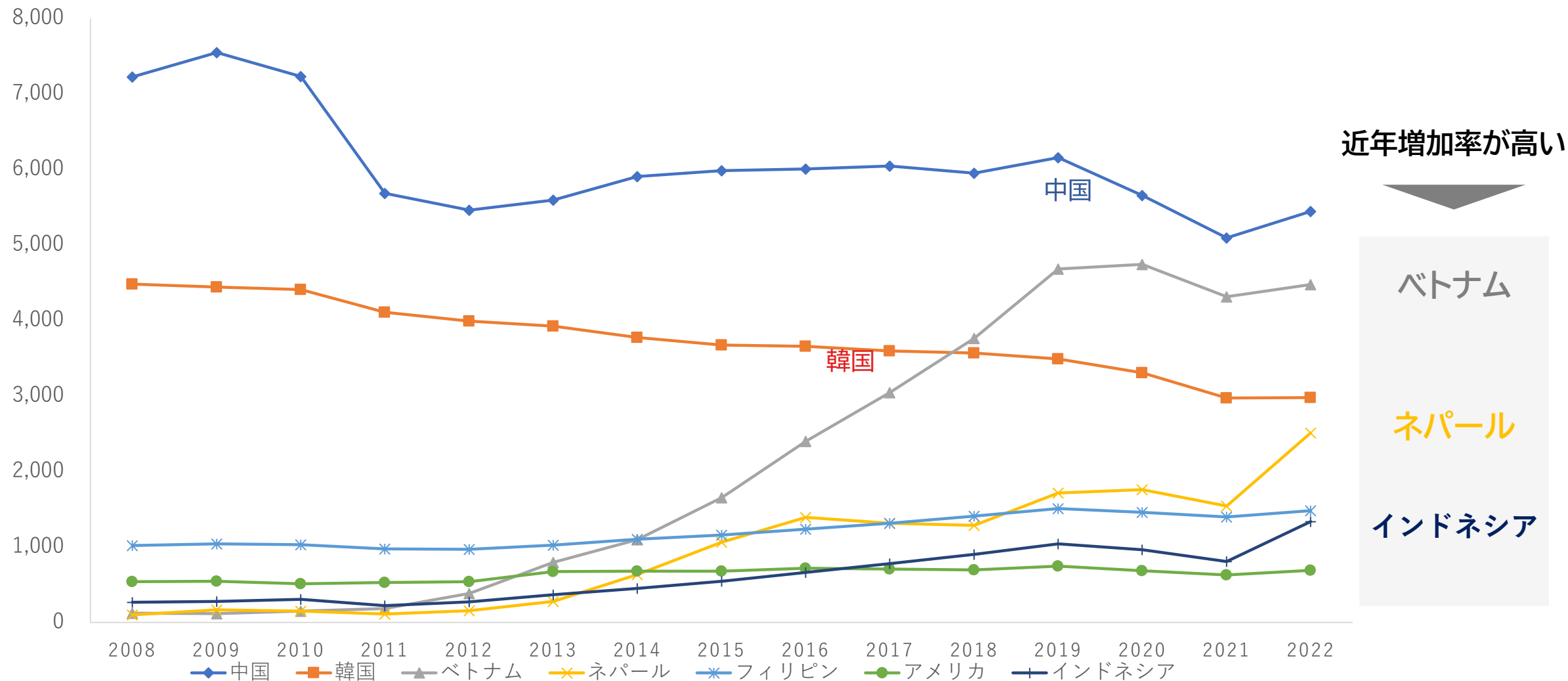


出典:「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)

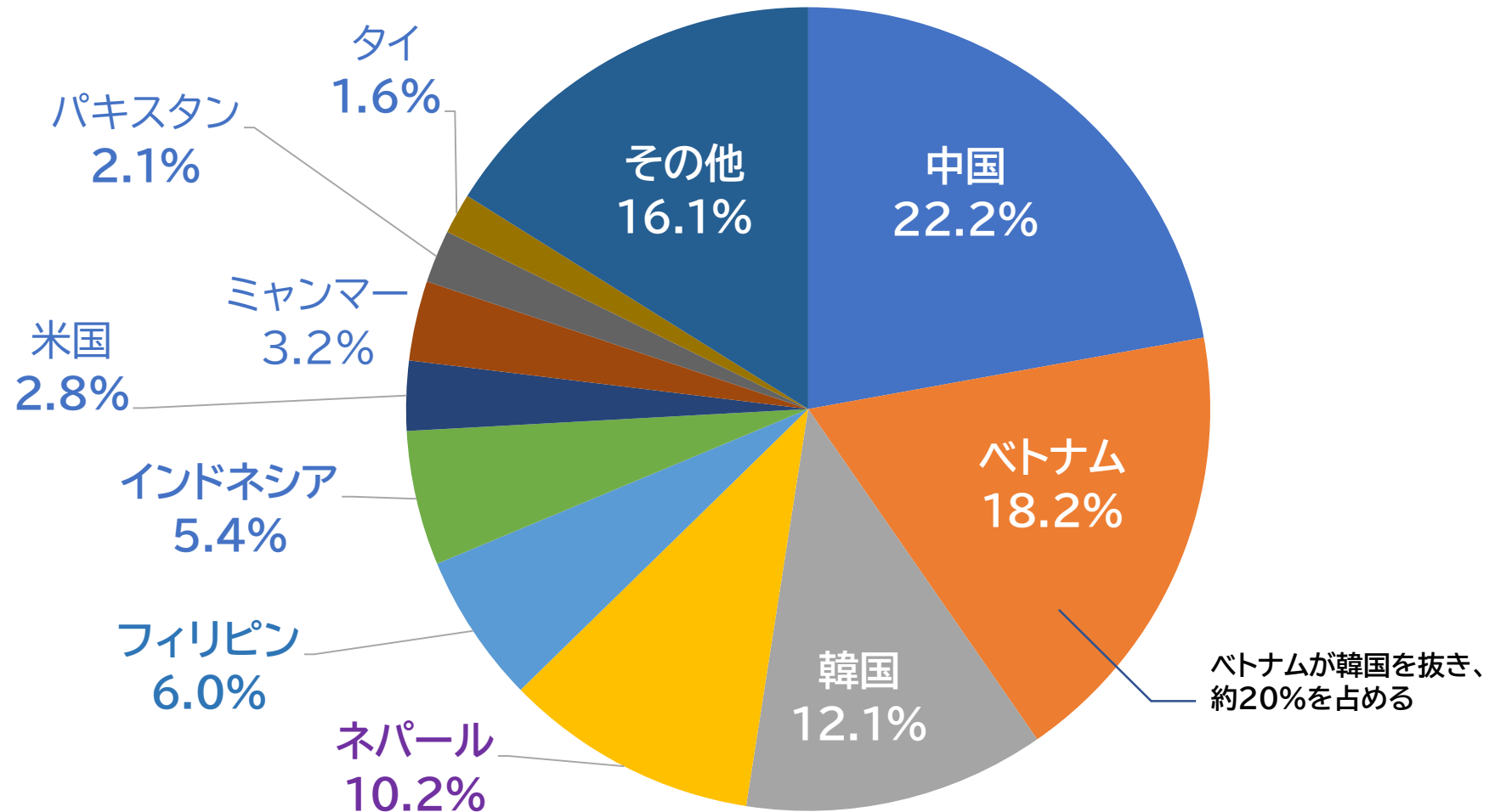
在留外国人の推移【宮城県】



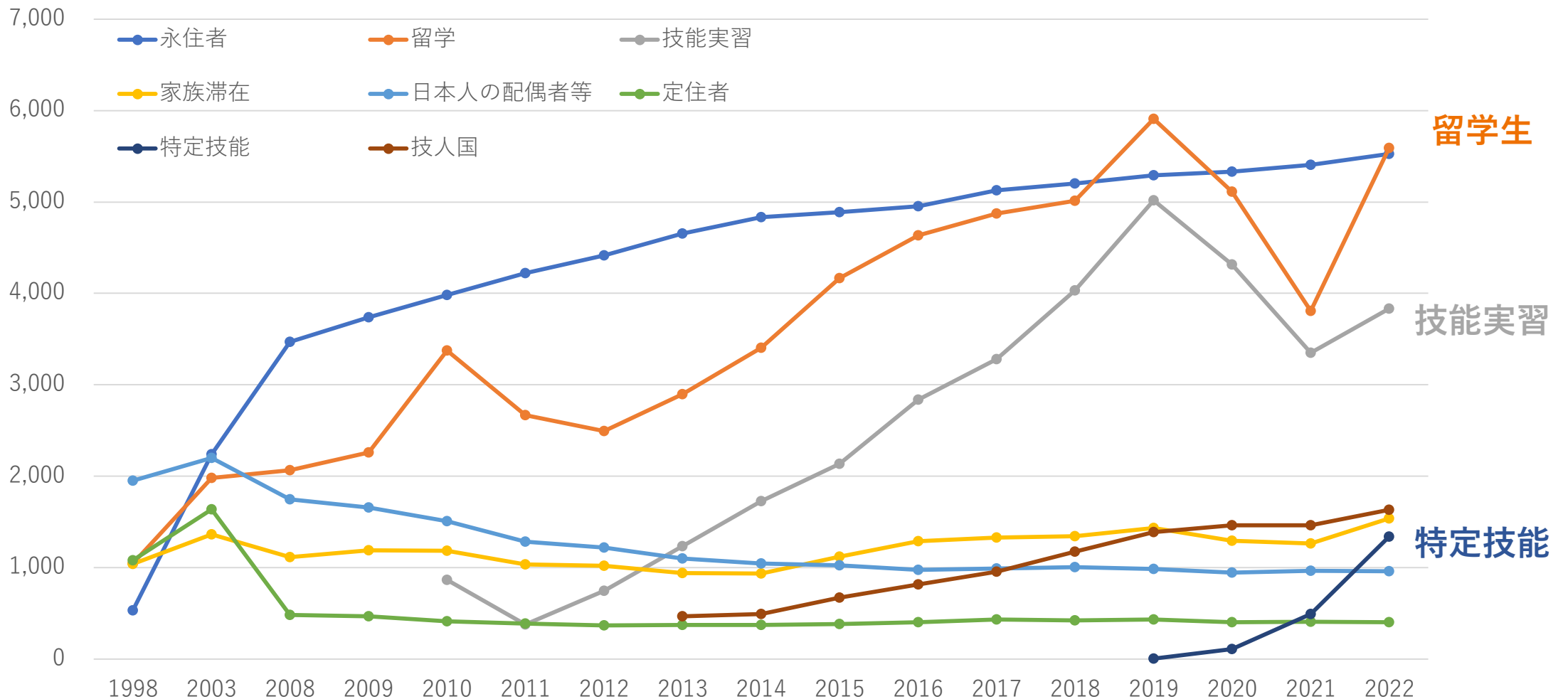
国籍別在留外国人数の推移【宮城県】



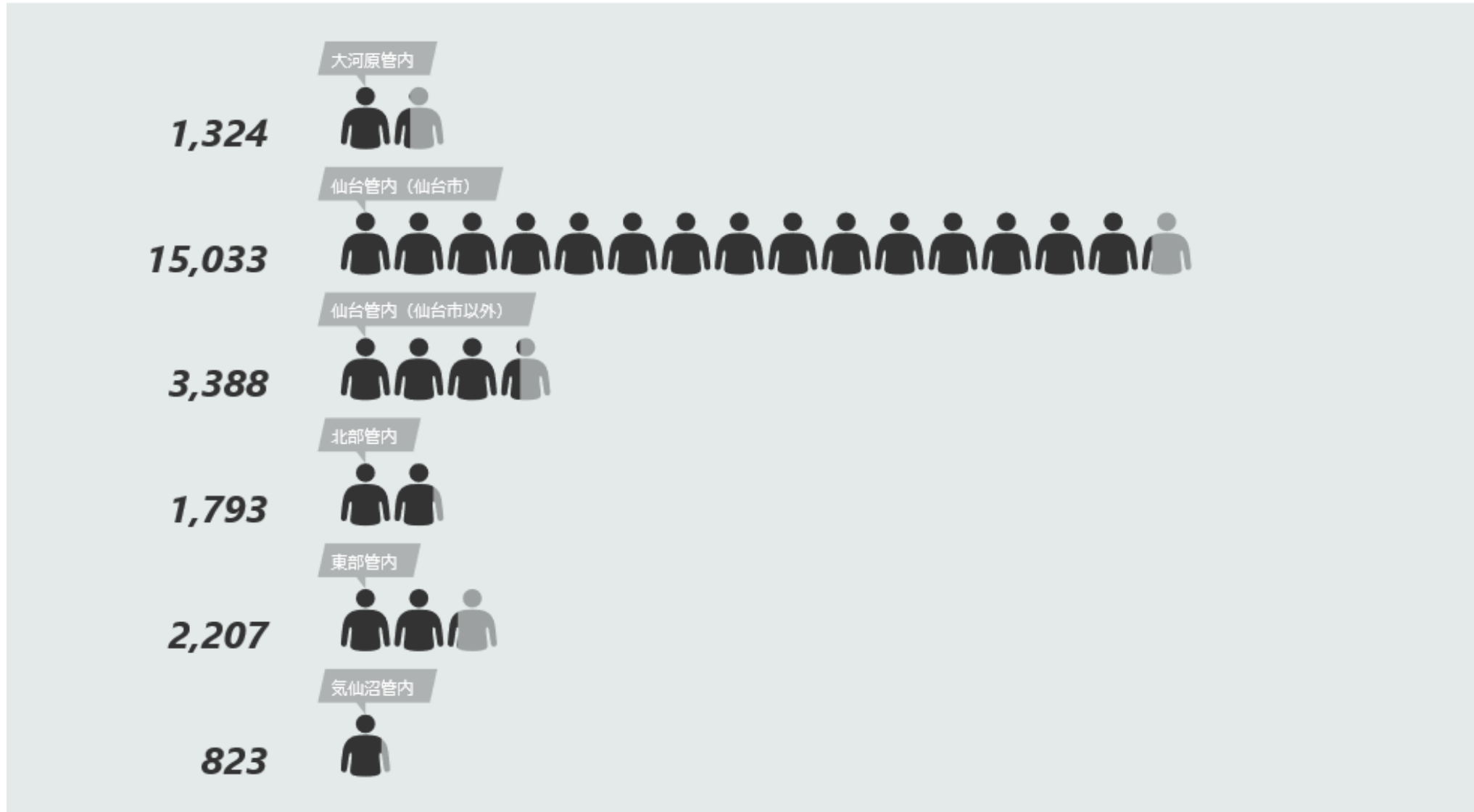
国籍別在留外国人の状況【宮城県】



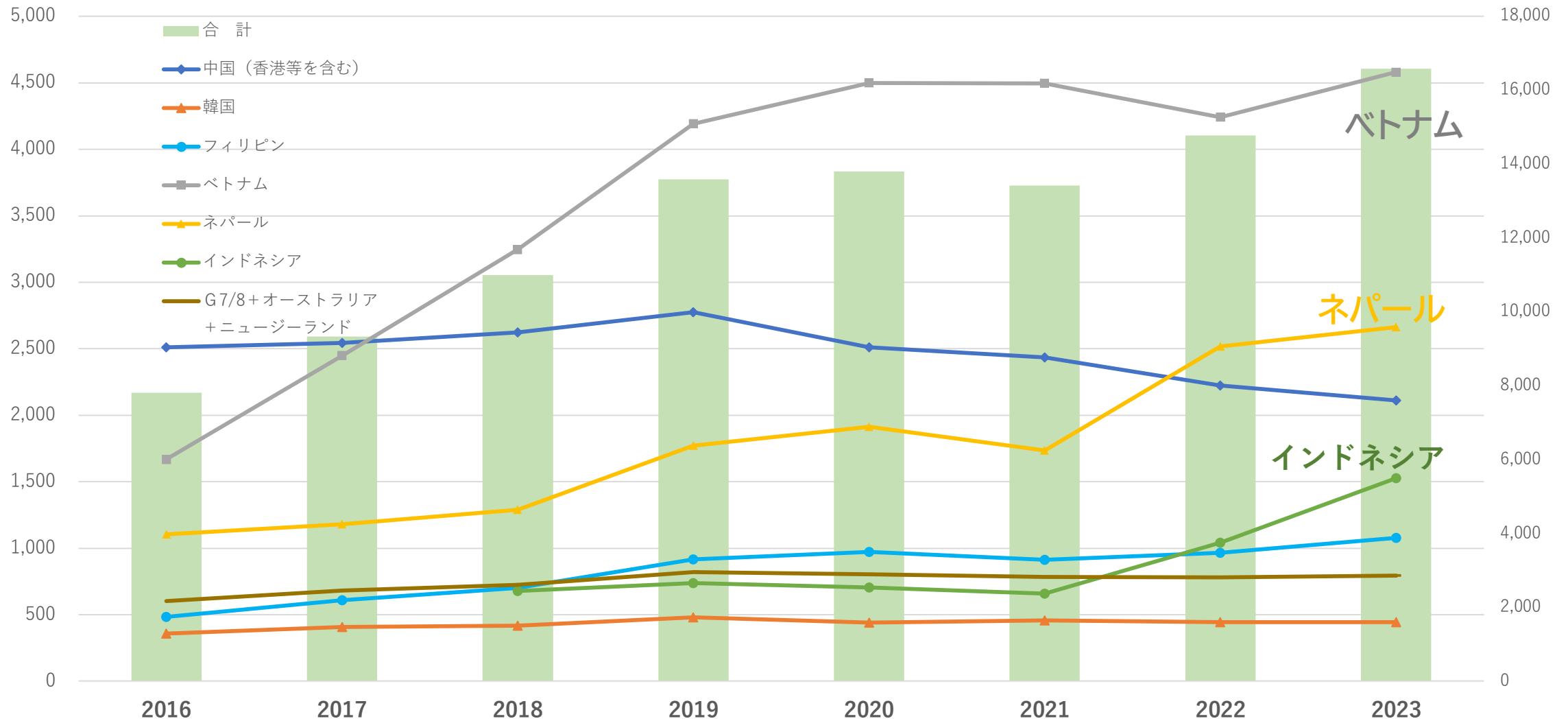
在留資格別在留外国人数【宮城県】



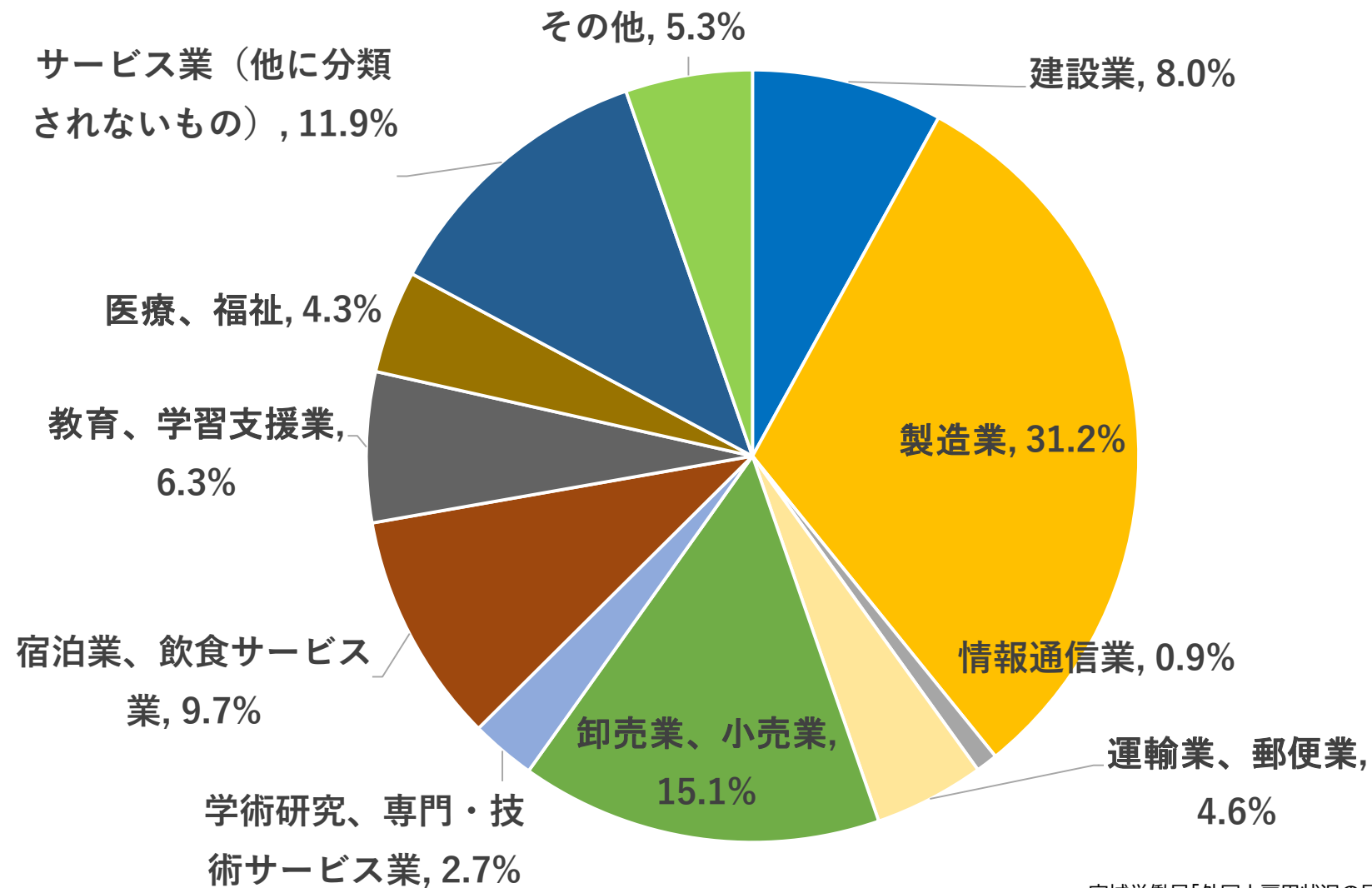
地域ごとの在留外国人数【宮城県】



国籍別外国人労働者数【宮城県】



産業別外国人労働者の状況【宮城県】



宮城県の状況

- 2020年から2050年の30年間で、県人口が**47.2万人減少**する見込み
- 「子ども・子育て」を重点施策として掲げているが、合計特殊出生率の改善にはつながっていない
- 宮城県の合計特殊出生率 **1.09**（令和4年） 全国46位
- JICAの推計によると、2030年宮城県の外国人労働者数（必要量）は、**3.3万人**



多くの外国人材が県で定着していただくような抜本的な施策が必要

1 在留外国人の状況

2 **宮城県の多文化共生のあゆみ**

3 第4期宮城県多文化共生社会推進計画

4 公立日本語学校の開設について

平成19年7月	『多文化共生社会の形成の促進に関する条例』の制定
平成21年3月	「第1期 宮城県多文化共生社会推進計画」策定
平成26年3月	「第2期 宮城県多文化共生社会推進計画」策定
平成31年3月	「第3期 宮城県多文化共生社会推進計画」策定
令和2年12月	「新・宮城の将来ビジョン」策定

条例に定める 基本理念	「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」 ～国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画～
----------------	--

- 全国初の条例制定
- 県内各地に外国人配偶者が増加
- 県内製造工場に勤める日系ブラジル人が急増

第3期多文化共生社会推進計画

基本理念

『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』
—国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画—

基本方針

- ◆『外国人県民とともに取り組む地域づくり』－意識の壁の解消－
- ◆『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』－言葉の壁の解消・生活の壁の解消

基本的な考え方

- ◆外国人を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、一人一人が輝ける環境の整備
- ◆新たな課題である「外国人県民の増加と多様性（Diversity）」への的確な対応

施策の方向性

1 地域社会への更なる理念啓発

- (1) シンポジウム等の開催や町内会・自治会、民生委員等との連携による理念啓発
- (2) 国際理解教育や人権教育の強化
- (3) 市町村に対する理念啓発
- (4) 庁内の保健福祉・教育・共同参画社会等関係部署における多文化共生の意識向上

2 地域と外国人県民との連携強化

- (1) 町内会・自治会や市町村が実施する各種行事、防災訓練への参加促進、防災知識や防犯知識の醸成
- (2) 地域、行政における外国人材活用
- (3) 地域活動への参加促進、コミュニティリーダーの育成

3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

- (1) 公共機関における多言語及びやさしい日本語による情報発信に関する関係機関への意識啓発
- (2) 各種通訳ボランティア等の活用促進
- (3) 大規模災害発生時等、市町村間や県域と越えた広域連携による多言語化体制の構築
- (4) 多言語活用ICTツール等の情報提供

4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

- (1) 学習希望者の多様なニーズに応じた日本語学習の支援
- (2) 外国人の児童・生徒に対する日本語指導の充実
- (3) 児童・生徒の保護者への支援についての配慮、関係機関との連携

5 相談体制・生活支援の体制強化

- (1) 相談体制等の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制の強化
- (2) 出産・子育ての悩みを抱えている方や支援を必要としている方への支援、関係機関による連携

6 就労支援の促進

- (1) 国の動き等を踏まえた外国人材の効果的活用に向けたあり方検討
- (2) 事業者への雇用に関する情報提供や、雇用促進に向けた啓発
- (3) 就職や就労定着に向けた支援及び情報提供

7 文化・習慣等の相互理解の促進

- (1) 外国人県民と地域住民との交流促進等
- (2) 子どもの母国語や母国文化の学習に関する支援及び啓発

期 間

平成31年度から令和5年度までの5年間

1 在留外国人の状況

2 宮城県の多文化共生のあゆみ

3 第4期宮城県多文化共生社会推進計画

4 公立日本語学校の開設について

- 現状、県民の約**1%**が外国人
- さらに、2070年には日本の総人口の約**10%**が外国人となる推計
- 県内在留外国人の増加及び**多国籍化**、外国人からの相談内容の**多様化**
- 気象災害の激甚化等を踏まえた防災情報等の迅速な発信の必要性
- 国際卓越研究大学に認定された東北大学や、外資系企業による大規模製造工場の立地決定を背景とした**高度外国人材**の流入
- ベトナム政府、インドネシア政府と人材の供給に関する協力覚書を締結したことによる外国人材のさらなる流入



より積極的な多文化共生施策の推進が必要

宮城県多文化共生社会推進計画

第3期 令和元年度～令和5年度

第4期 令和元年度～令和5年度

基本方針

『外国人県民とともに取り組む地域づくり』
－意識の壁の解消－

『外国人県民の自立と社会活動参加の促進』
－言葉の壁の解消・生活の壁の解消－

『多様な主体が活躍する地域づくり』
－意識の壁の解消－

『誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり』
－言葉の壁の解消・生活の壁の解消－

基本的な 考え方

◆外国人を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、
一人一人が輝ける環境の整備

◆新たな課題である「外国人県民の増加と多様性（Diversity）」への的確な対応

多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気ある地域づくりを支える

施策の 方向性

1. 地域社会への更なる理念啓発
2. 地域と外国人県民との連携強化
3. 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供
4. 多様な学習支援による地域社会への適応力向上
5. 相談体制・生活支援の体制強化
6. 就労支援の促進
7. 文化・習慣等の相互理解の促進

1. 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成
2. 多様性を活かした地域の活性化
3. 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供
4. 多様な学習支援による地域社会への適応力向上
5. ライフステージに応じた生活支援の体制強化
6. 就労支援の促進

第4期多文化共生社会推進計画

基本理念

『多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ』
—国籍、民族等の違いに関わらない県民の人権の尊重と社会参画—

基本方針

- ◆『多様な主体が活躍する地域づくり』－意識の壁の解消－
- ◆『誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり』－言葉の壁の解消・生活の壁の解消

基本的な考え方

- ◆多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気ある地域づくりを支える

施策の方向性

1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成

- (1)日本人県民に向けた理念啓発
- (2)外国人県民に対する日本及び地域の文化・慣習・制度等への理解促進
- (3)外国人材雇用企業や関係団体に向けた人権教育・多文化共生理念啓発
- (4)県・市町村職員等の関係部署における多様性を尊重する共通認識醸成

2 多様性を活かした地域の活性化

- (1)外国人県民の地域活動への参加促進
- (2)市民団体の活動に対する支援の充実
- (3)支援人材の発掘・育成

3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

- (1)やさしい日本語を用いた情報発信及びコミュニケーションの促進、関係機関への理念啓発
- (2)各種通訳サポーター等の活用促進
- (3)多言語による防災情報等の発信
- (4)DX推進による生活利便性の向上

4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

- (1)学習者に応じた日本語学習の支援及び日本語講座の充実
- (2)外国人の児童・生徒及びその保護者に対する支援の強化
- (3)ICTを用いた日本語教育モデルの構築

5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化

- (1)相談体制の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制強化
- (2)医療、出産、子育て等の支援に係る関係機関との連携等を通じた支援体制強化
- (3)DX推進による利便性向上【再掲】

6 就労支援の促進

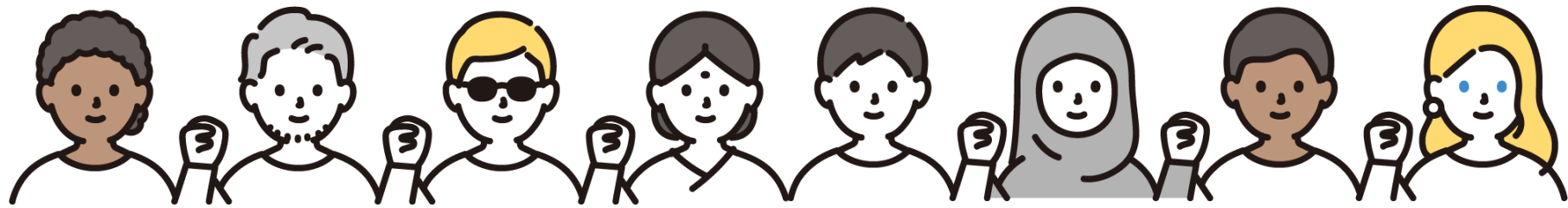
- (1)事業者に対する外国人材受け入れに係る支援の充実
- (2)外国人材に対する県内定着に係る支援の充実

期 間

令和6年度から令和10年度までの5年間



誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会



- 1 在留外国人の状況
- 2 第3期宮城県多文化共生社会推進計画
- 3 第4期宮城県多文化共生社会推進計画
- 4 公立日本語学校の開設について**

公立の日本語学校をつくっています。

大崎市立おおさき日本語学校

2025年4月開校予定

認定申請中



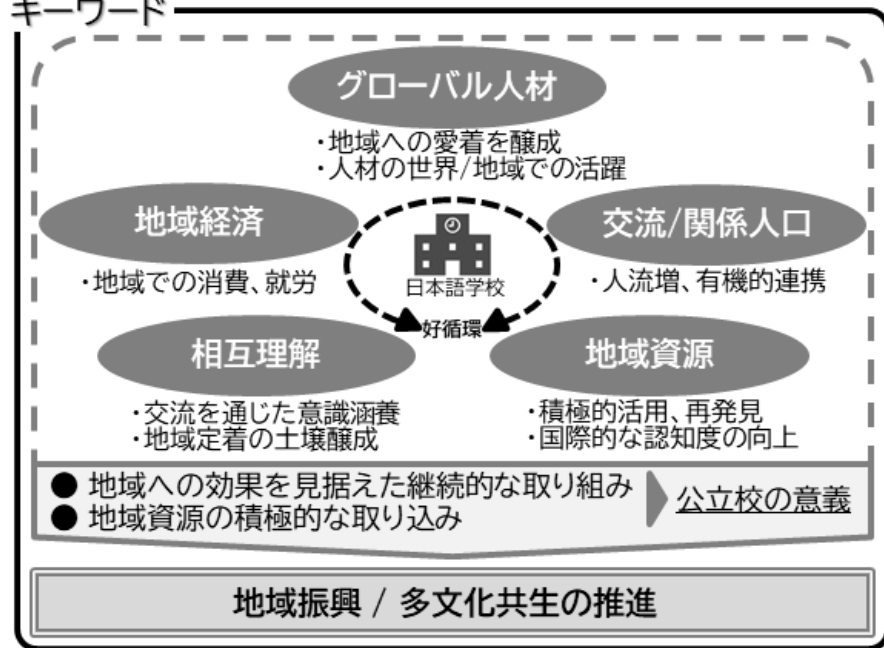
公的関与による日本語学校の開設に向けて ～ 取組の方向性 ～

人口減少が進んでいく中で、これまで以上に外国人の受入を促進し、地域活力の維持・向上に確実につなげていくことが重要に

➤ 公立日本語学校の開設に向けた検討

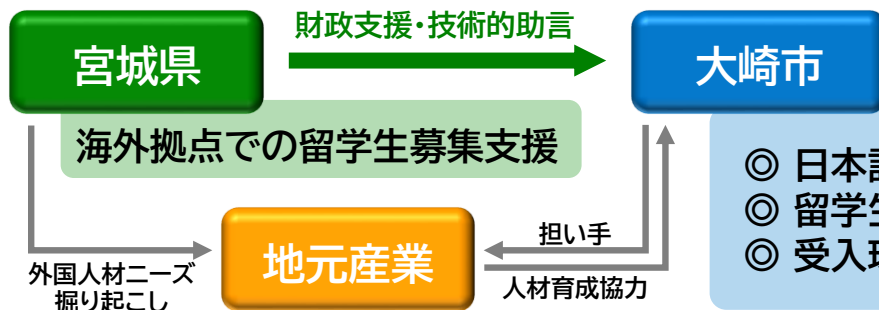
※日本語学校:留学生を受入れ日本語教育を行う機関

キーワード



- ① 地域の歴史・文化の学習や地域との交流を通じ、日本文化を体現したグローバル人材を育成
◎地域や海外での活躍を通し日本、宮城の魅力を発信できる「みやぎファン」の増加による人材の好循環
- ② 民間事業者では活用が難しい地域資源の積極的な取り込み
◎教育目標・カリキュラムの多様化、民間校との棲み分け
⇒言語学習にとどまらず日本や地域の歴史・文化を地域との深いかわりを持ちながら学習
- ③ 収益性のみならず、将来的な地域への波及効果を見据えた継続的な取り組み
◎多文化共生の推進、地域経済への波及効果
⇒ひいては地域活性化

➤ 実現に向けて ～体制のイメージ～



- 2025(令和7)年4月開校
- 旧西古川小学校(廃校)を活用
- 開校時定員 60人
- 長期コース・短期コースを設定

※計画は現在申請中
(計画は予定であり、内容に変更があり得る)

- ◎ 日本語学校の開設・運営(=公立校)
- ◎ 留学生の地域適応支援
- ◎ 受入環境整備(多文化共生社会の推進)



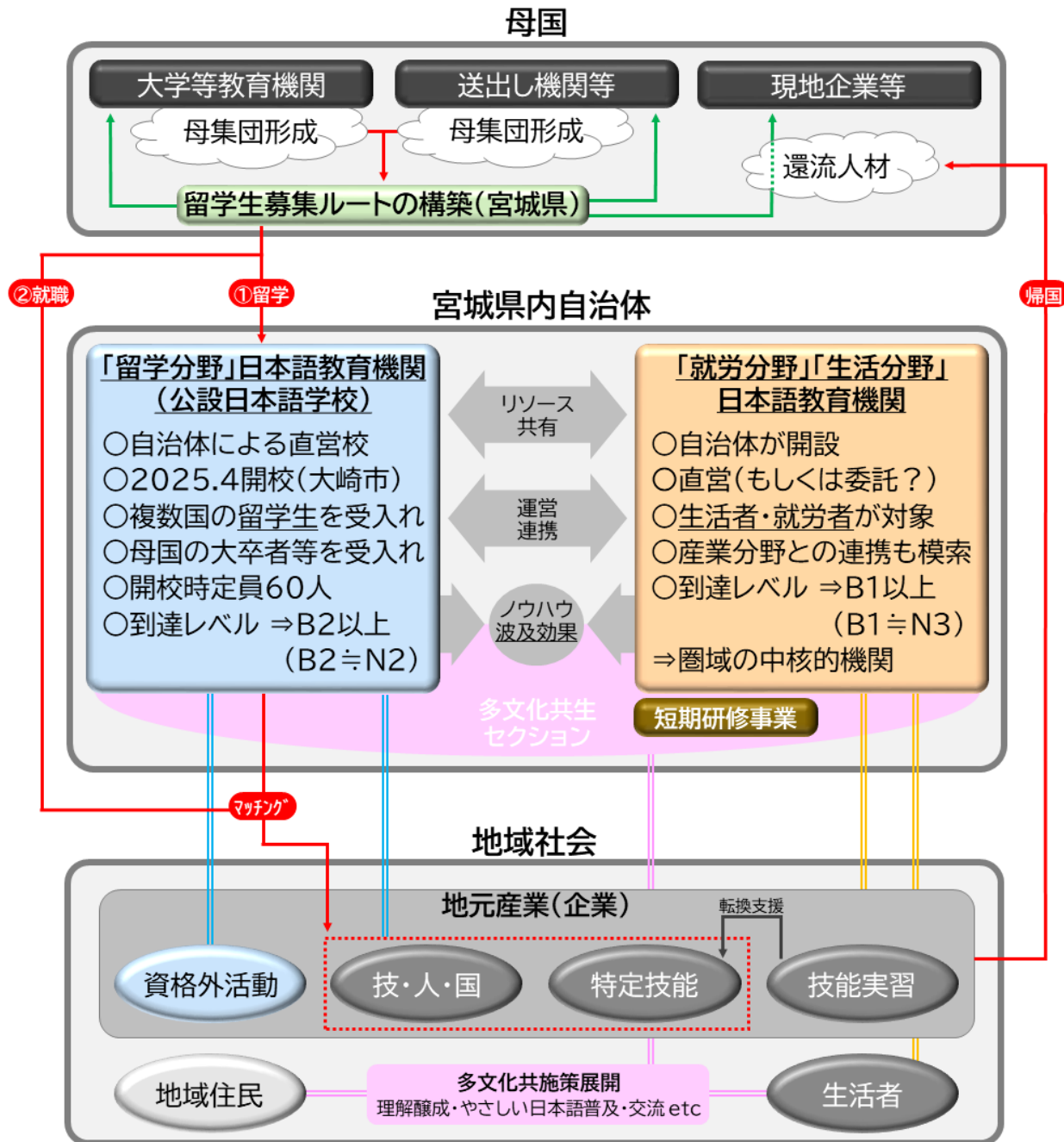
◎旧西古川小学校(大崎市)

公的関与による日本語学校の開設に向けて ～ 大崎市立おおさき日本語学校の進捗状況 ～

認定申請中

	●確かな教育の実践 ●新たな価値の創出 ●豊かな社会の実現			認定申請中	
教育目標	先進的な取り組みとして、本州初となる公設公営の日本語学校を創設。空間的(学校内に止まらず地域社会との繋がりも含めた視点)にも時間的(留学期間だけでなく生徒の将来を見据えた視点)にも大きな視点から目標を設定。				
開設場所	旧大崎市立西古川小学校 (大崎市古川保柳字氏子114番地1)			スケジュール(予定)	
コース設定 定 員	①1年 ②1年6か月 ③2年 } 60名 				

日本語学校を核とした多文化共生のまちづくり



現地拠点(キャリアサポートセンター)

R6新規

現地人材サポート体制構築事業

➢ 業務委託により窓口機能を常設

- ①インドネシア(ジャカルタ)
- ②ベトナム(ハノイ)
- ③台湾(台北)

➢ 主な業務内容

- ① 県内就職支援(現地での母集団形成)
- ② 留学生募集支援(現地での母集団形成)
- ③ 還流人材のキャリア支援

「留学分野」日本語教育機関(公設日本語学校)

R6新規

外国人材受入体制モデル構築事業

➢ 受入体制の整備に係るイニシャルコスト支援

「就労分野」「生活分野」日本語教育機関

検討

◆地域で働く外国人向けの日本語教育(就労分野)

- ⇒ 就労者向け教育プログラム
- ⇒ 「技能実習生」「特定技能外国人」等を対象
- ⇒ 企業と連携した教育プログラム
- ⇒ 圏域の中核的機関として機能することを期待

◆地域で暮らす外国人向けの日本語教育(生活分野)

- ⇒ 生活者向け教育プログラム
- ⇒ 家族に帯同した外国人住民等を対象

※文部科学省(文化庁)補助事業の活用

- ⇒ ①教育プログラムの開発、②プログラムの試行に活用

「技能実習制度」から「育成就労制度」へ

「育成就労制度」でどう変わるか？

1 制度の目的が変わる

BEFORE

国際貢献

「実態は人手不足の穴埋め」

AFTER

人材確保・人材育成

理念と実態の乖離を解消

2 対象職種が変わる

BEFORE

全90職種165作業

特定技能の分野と不一致

AFTER

特定技能の分野に原則一致

具体的な職種は未公表

3 転籍（転職）が可能に

BEFORE

転籍は、原則禁止

AFTER

条件を満たせば、転籍可能

4 日本語能力の要件を新設

BEFORE

日本語能力要件なし

AFTER

日本語能力要件あり

技能実習開始時：A1レベル
特定技能1号転換期：A2レベル

5 管理支援団体に外部監査人の設置が必要に

BEFORE

監理団体

AFTER

管理支援団体

外部監査人の設置が許可要件
役職員の業務制度

日本語教育のニーズの高まり

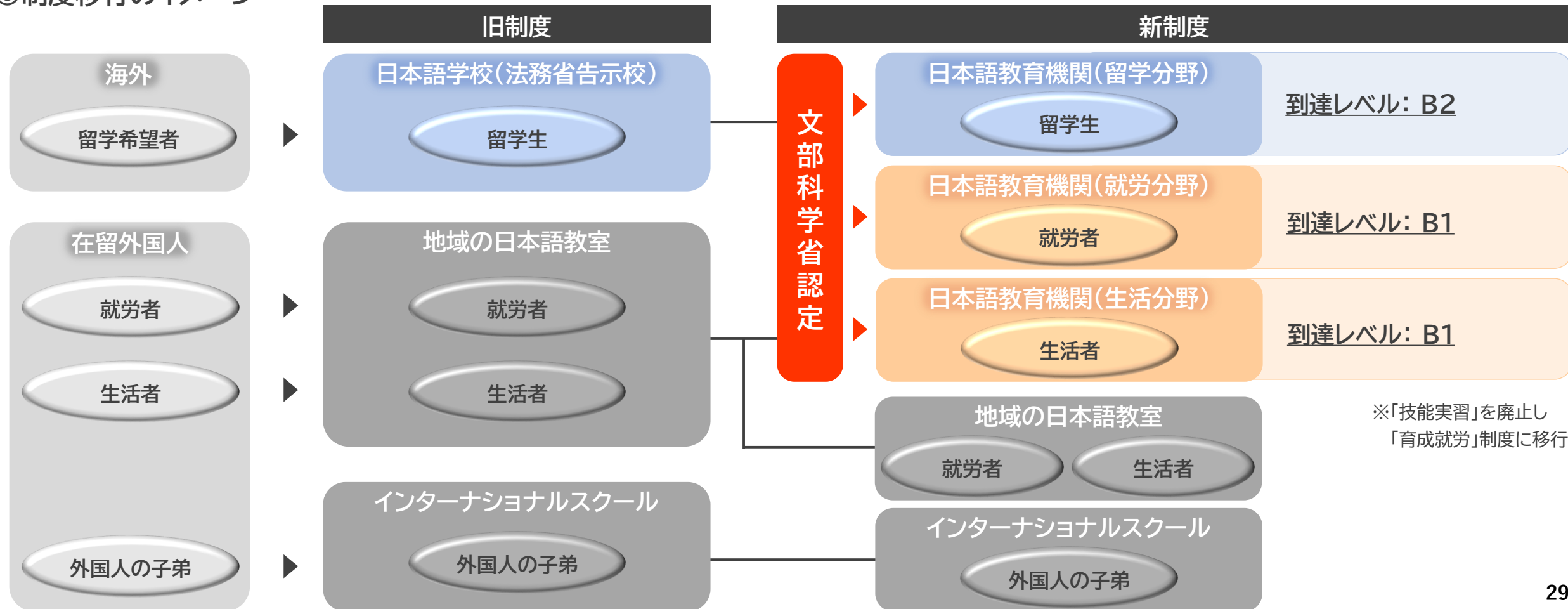
… 質や機会の確保が課題に

日本語教育機関認定法の施行と今後の日本語教育

➤ 日本語教育の適正な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(R6.4.1施行)

- 👉 日本語教育の質を確保するため、基準を満たす教育機関を文部科学省が認定
- 👉 「留学分野」「就労分野」「生活分野」の日本語教育機関をそれぞれの基準に則して認定
- 👉 「留学分野」の認定を受けた日本語教育機関のみが海外からの「留学生」受入れを認められる

◎制度移行のイメージ



ご清聴ありがとうございました